様式第九号（裏面）中「または労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者」に、「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（法第五条第四項第二号の厚生労働省令で定める場合）

第六条の二　前条の規定は、法第五条第四項第二号の厚生労働省令で定める場合について準用する。この場合において、同条中「一歳に達する日」とあるのは「一歳六か月に達する日」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「第五条第四項」を「第五条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項第八号中「第五条第三項」の下に「又は同条第四項」を加え、「前条各号」を「第六条各号又は第六条の二の規定により読み替えて準用する第六条各号」に改め、同項第九号中「以下同じ。）」の下に「又は一歳六か月到達日（法第五条第四項第一号に規定する一歳六か月到達日をいう。）」を、「労働者が法第五条第三項」の下に「又は同条第四項」を加え、同条第七項中「第五条第五項」を「第五条第七項」に改める。

第八条第一号及び第十六条中「第五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十条第五号中「にあっては、一歳六か月」を「にあっては一歳六か月、同条第四項の申出に係る子にあっては二歳」に改める。

第二十二条第一項の表第五条第四項の項上欄中「第五条第四項」を「第五条第六項」に改め、同項中欄中「前項」を「、第三項及び第四項」に改め、同項下欄中「前項」を「及び第三項」に改め、同表第五条第五項の項上欄中「第五条第五項」を「第五条第七項」に改め、同項中欄中「及び前項後段」を「、第五項及び前項後段」に改め、同表第六条第四項の項中欄及び下欄中「前条第五項」を「前条第七項」に改め、同条第二項の表第七条第一項の項中欄及び下欄中「第五条第四項」を「第五条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「前条各号」を「第六条各号又は第六条の二の規定により読み替えて準用する第六条各号」に改め、同表第七条第七項の項中欄及び下欄中「第五条第五項」を「第五条第七項」に改め、同表第八条の項及び第十六条の項中欄及び下欄中「第五条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同表第二十条の項中欄中「一歳六か月」の下に「、同条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳」を加え、同項下欄中「一歳六か月」の下に「（同条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳」を加える。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第四条　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号ロ(1)中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第五条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第四号中「及び履歴書」を「、履歴書及び第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項に規定する講習を修了したことを証する書類（以下第十七条までにおいて「受講証明書」という。）」に改める。

第十六条第三項中「第十三条第三項第一号」の下に「及び第四号（受講証明書に係る部分に限る。）」を加える。

第十七条第二項及び第四項中「履歴書」の下に「及び受講証明書」を加える。

第十九条の二中「（昭和二十二年労働省令第十二号）第十三条の二第二項」を削り、「同項中」を「職業安定法施行規則第四条の二第三項ただし書中「派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）」とあるのは「送出労働者（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第二条第十一項に規定する送出労働者をいう。以下同じ。）」と、同項第八号中「派遣労働者」とあるのは「送出労働者」と、職業安定法施行規則第十三条の二第二項中」に、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）」を「建設労働法」に改め、「第二項」の下に「と、職業安定法施行規則第二十四条の六第二項中「法第三十二条の十四」とあるのは「法第三十二条の十四（建設労働法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）」」を加える。